

独立行政法人労働政策研究・研修機構 第3期中期目標・中期計画の新旧対象表

中期目標 (第3期)		中期計画 (第3期)	
現 行	改正案	現 行	改正案
<p>労働政策研究・研修機構中期目標(第3期)</p> <p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>平成24年3月2日</p> <p>厚生労働大臣 小宮山 洋子</p> <p>(前文) (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p>	<p>労働政策研究・研修機構中期目標(第3期)</p> <p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。</p> <p>平成24年3月2日 平成26年〇月〇日 変更指示</p> <p>厚生労働大臣 小宮山 洋子</p> <p>(前文) (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p>	<p>労働政策研究・研修機構中期計画(第3期)</p> <p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、平成24年3月2日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標(第3期)を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人労働政策研究・研修機構中期計画(第3期)を定める。</p> <p>平成24年4月1日</p> <p>独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長 山口 浩一郎</p> <p>(前文) (略)</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 (略)</p>	<p>労働政策研究・研修機構中期計画(第3期)</p> <p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、平成24年3月2日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人労働政策研究・研修機構中期目標(第3期)を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人労働政策研究・研修機構中期計画(第3期)を定める。</p> <p>平成24年4月1日 平成26年〇月〇日 変更認可</p> <p>独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長 山口 浩一郎</p> <p>(前文) (略)</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 (略)</p>

独立行政法人労働政策研究・研修機構 第3期中期目標・中期計画の新旧対象表

中期目標 (第3期)		中期計画 (第3期)	
現行	改正案	現行	改正案
<p>2 組織運営体制の見直し</p> <p><u>(1) 「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合についての検討を行うこと。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく労働大学校の国への移管についても準備を進めること。</u></p> <p><u>(2) 質の高い労働政策研究の実施のため、専任職員のいない課を削減するとともに、労働行政担当職員研修(労働大学校)を国に移管することに伴い、間接部門の業務量が削減されることを踏まえ、重複業務の一元化及び事務処理の一層の効率化を進めることにより、組織の再編と併せて、職員構成を含め業務量に見合った運営体制の見直しを行うこと。</u></p> <p>また、調査員は、労働政策研究に資する内外の労働事情、統計に係る各種データ等の継続的収集・整理を行うものとし、調査員の専門性に応じて、第3の1の(1)イからハマまでに掲げる労働政策研究についても研究員と連携すること。こうした調査員が行う業務については、その意義を一層明確にする観点から、調査員の位置付けを改めて検証し、必要性の乏しい業務は廃</p>	<p>2 組織運営体制の見直し</p> <p>(削除)</p> <p>質の高い労働政策研究の実施のため、専任職員のいない課を削減するとともに、<u>間接部門の縮減による内部組織の合理化を図り、平成25年度の常勤職員数から5人以上削減し、職員構成を含めた組織再編に取り組むこと。</u></p> <p>また、調査員は、労働政策研究に資する内外の労働事情、統計に係る各種データ等の継続的収集・整理を行うものとし、調査員の専門性に応じて、第3の1の(1)イからハマまでに掲げる労働政策研究についても研究員と連携すること。こうした調査員が行う業務については、その意義を一層明確にする観点から、調査員の位置付けを改めて検証し、必要性の乏しい業務は廃</p>	<p>2 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p><u>(1) 「独立行政法人の制度・組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所との統合についての検討を行う。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づく労働大学校の国への移管についても準備を進める。</u></p> <p><u>(2) 質の高い労働政策研究の実施のため、専任職員のいない課を削減するとともに、労働行政担当職員研修(労働大学校)を国に移管することに伴い、間接部門の業務量が削減されることを踏まえ、重複業務の一元化及び事務処理の一層の効率化を進めることにより、組織の再編と併せて、職員構成を含め業務量に見合った運営体制の見直しを行う。</u></p>	<p>2 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>(削除)</p> <p>質の高い労働政策研究の実施のため、専任職員のいない課を削減するとともに、<u>間接部門の縮減による内部組織の合理化を図り、平成25年度の常勤職員数から5人以上削減し、職員構成を含めた組織再編に取り組む。</u></p>

独立行政法人労働政策研究・研修機構 第3期中期目標・中期計画の新旧対象表

中期目標 (第3期)		中期計画 (第3期)	
現 行	改正案	現 行	改正案
止するとともに、外部委託や非常勤職員を最大限活用した徹底的な業務の見直しを行い、調査員の担う業務は真に必要なものに厳選し、併せて要員についても適正規模に縮減すること。	こと。		
3 (略)	3 (略)	3 (略)	3 (略)
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	業務の質の向上に資するため、業務全般を通じて以下の措置を講ずる。 (略)	業務の質の向上に資するため、業務全般を通じて以下の措置を講ずる。 (略)
1～4 (略)	1～4 (略)	1～4 (略)	1～4 (略)
5 労働行政担当職員その他の関係者に対する研修 中央・地方で実施する研修の役割分担を見直し、労働大学校で実施する研修を重点化するとともに、新たな行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目を設定することなどにより、円滑な労働行政の推進に貢献する研修を実施すること。 また、研修効果を適切に把握するため、これまでの研修終了時における研修生による評価に加え、研修終了後一定期	5 労働行政担当職員その他の関係者に対する研修 中央・地方で実施する研修の役割分担を見直し、労働大学校で実施する研修を重点化するとともに、新たな行政ニーズに迅速・的確に対応した研修コース・科目を設定することなどにより、円滑な労働行政の推進に貢献する研修を実施すること。 また、研修効果を適切に把握するため、これまでの研修終了時における研修生による評価に加え、研修終了後一定期	5 労働行政担当職員その他の関係者に対する研修 (1) (略) (2) 研修と研究の連携 研究員が研修に参画するなど研修の場を通じて、また、研修生に対するニーズや問題意識等に関するアンケート調査の実施等を通じて、労働行政の現場で生じている問題や第一線の労働行政機関の担当者の問題意識を吸い上げ、研究に活かす。	5 労働行政担当職員その他の関係者に対する研修 (1) (略) (2) 研修と研究の連携 研究員が研修に参画するなど研修の場を通じて、また、研修生に対するニーズや問題意識等に関するアンケート調査の実施等を通じて、労働行政の現場で生じている問題や第一線の労働行政機関の担当者の問題意識を吸い上げ、研究に活かす。

独立行政法人労働政策研究・研修機構 第3期中期目標・中期計画の新旧対象表

中期目標 (第3期)		中期計画 (第3期)	
現 行	改正案	現 行	改正案
<p>間経過後における当該研修生の上司による評価を新たに導入すること。</p> <p><u>さらに、労働行政担当職員研修(労働大学校)を国に移管することとし、移管後においても、機構が実施する労働政策に関する調査研究と労働大学校で実施する研修との相乗効果を維持するための取組を推進すること。</u></p> <p>特に次の具体的な目標の達成を図ること。</p> <p>イ 研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。</p> <p>ロ 当該研修生の上司に対する事後調査により、毎年度平均で85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。</p> <p>第4 (略)</p>	<p>間経過後における当該研修生の上司による評価を新たに導入するとともに、<u>引き続き、機構が実施する労働政策に関する調査研究と労働大学校で実施する研修との相乗効果を高めるための取組を推進すること。</u></p> <p>特に次の具体的な目標の達成を図ること。</p> <p>イ 研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。</p> <p>ロ 当該研修生の上司に対する事後調査により、毎年度平均で85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。</p> <p>第4 (略)</p>	<p>特に、職業指導等に関する研究など第一線の業務に密接に関連する分野の研究については、研修の実施に積極的に参画しつつ、研究を実施する。</p> <p><u>なお、労働大学校の国への移管後も、機構が実施する労働政策に関する調査研究と労働大学校で実施する研修との相乗効果を維持するための取組を実施する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p><u>労働大学校の土地建物等については、労働大学校の国への移管時に国庫納付する。</u></p>	<p>特に、職業指導等に関する研究など第一線の業務に密接に関連する分野の研究については、研修の実施に積極的に参画しつつ、研究を実施する。</p> <p><u>また、引き続き、機構が実施する労働政策に関する調査研究と労働大学校で実施する研修との相乗効果を高めるための取組を実施する。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p><u>職員借上宿舍の不動産賃貸借契約の解約に伴う差入敷金の返還金である現金及</u></p>

独立行政法人労働政策研究・研修機構 第3期中期目標・中期計画の新旧対象表

中期目標 (第3期)		中期計画 (第3期)	
現 行	改正案	現 行	改正案
			<p><u>び預金の不要財産は国庫納付する。</u></p> <p><u>1 国庫納付見込額 2,739千円</u> <u>2 出資又は支出の形態 出資金</u></p>
		第6～第8 (略)	第6～第8 (略)
		第9 人事に関する計画	第9 人事に関する計画
		1 (略)	1 (略)
		2 人員の指標 期末の常勤職員数について <u>第2期末の常勤職員数(労働大学校が国へ移管された場合は、労働大学校に係る常勤職員数を除く)</u> を上限とする。 (参考)平成 <u>23年度末</u> の常勤職員数114人	2 人員の指標 期末の常勤職員数について <u>平成25年度の常勤職員数から5人以上削減する。</u> (参考)平成 <u>25年度</u> の常勤職員数114人
		第10 【別添1参照】	第10 【別添1参照】
		第11 (略)	第11 (略)
(別紙) (略)	(別紙) (略)	別紙1 (略)	別紙1 (略)
		別紙2 【別添2参照】	別紙2 【別添2参照】

独立行政法人労働政策研究・研修機構 第3期中期目標・中期計画の新旧対象表

中期目標（第3期）		中期計画（第3期）	
現 行	改正案	現 行	改正案
		別紙3 （略） 別紙4 【別添3参照】	別紙3 （略） 別紙4 【別添3参照】

現 行

第10 施設・設備に関する計画

独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。

(参考)

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
(法人本部) 建築工事 電気設備工事 機械設備工事 空調設備工事 (労働大学校) 建築工事 電気設備工事 機械設備工事 空調設備工事 給排水衛生設備工事	<u>970</u>	施設整備費補助金

(注) 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。

改正案

第10 施設・設備に関する計画

独立行政法人労働政策研究・研修機構の業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的な改修、更新等を進める。

(参考)

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
(法人本部) 建築工事 電気設備工事 機械設備工事 空調設備工事 (労働大学校) 建築工事 電気設備工事 機械設備工事 空調設備工事 給排水衛生設備工事 耐震補強工事	<u>963</u>	施設整備費補助金

(注) 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。

現 行

改正案

別紙2

別紙2

【中期計画(平成24年度～平成28年度)の予算】

【中期計画(平成24年度～平成28年度)の予算】

(単位:百万円)

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	一般勘定	労災勘定	雇用勘定	計
収 入				
運営費交付金	2,094	558	9,701	12,353
施設整備費補助金	50	284	636	970
その他の収入	260	0	39	300
計	2,405	842	10,376	13,623
支 出				
人件費	1,860	260	4,426	6,546
一般管理費	71	253	1,860	2,184
業務経費	424	45	3,454	3,923
政策研究経費	124	0	1,900	2,024
情報収集等経費	3	0	603	606
国際研究交流経費	37	0	187	223
成果普及等経費	136	0	625	760
研修事業経費	15	45	140	200
その他の経費	110	0	0	110
施設整備費	50	284	636	970
計	2,405	842	10,376	13,623

区 別	金 額			
	一般勘定	労災勘定	雇用勘定	計
収 入				
運営費交付金	2,094	558	9,701	12,353
施設整備費補助金	63	278	622	963
その他の収入	260	0	39	300
計	2,418	836	10,362	13,616
支 出				
人件費	1,860	260	4,426	6,546
一般管理費	71	253	1,860	2,184
業務経費	424	45	3,454	3,923
政策研究経費	124	0	1,900	2,024
情報収集等経費	3	0	603	606
国際研究交流経費	37	0	187	223
成果普及等経費	136	0	625	760
研修事業経費	15	45	140	200
その他の経費	110	0	0	110
施設整備費	63	278	622	963
計	2,418	836	10,362	13,616

[人件費の見積り]

期間中総額5,422百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員給(非常勤役員給与を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。(人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)。

[運営交付金の算定ルール]

別紙2-2のとおり。

[注釈]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額5,422百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員給(非常勤役員給与を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。(人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く)。

[運営交付金の算定ルール]

別紙2-2のとおり。

[注釈]

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

現 行

改正案

別紙4

別紙4

【資金計画(平成24年度～平成28年度)】

【資金計画(平成24年度～平成28年度)】

(単位:百万円)

(単位:百万円)

区 別	金 額			
	一般勘定	労災勘定	雇用勘定	計
資金支出	2,747	995	11,722	15,464
業務活動による支出	2,355	639	10,807	13,802
投資活動による支出	50	259	609	918
財務活動による支出	3	0	51	53
次期中期目標の期間への繰越金	339	97	255	691
資金収入	2,747	995	11,722	15,464
業務活動による収入	2,355	558	9,741	12,653
運営交付金による収入	2,094	558	9,701	12,353
その他の収入	260	0	40	300
投資活動による収入	50	284	642	976
施設整備費補助金による収入	50	284	636	970
敷金の返還による収入	0	0	6	6
前期中期目標の期間より繰越金	342	153	1,339	1,834

区 別	金 額			
	一般勘定	労災勘定	雇用勘定	計
資金支出	2,760	989	11,708	15,457
業務活動による支出	2,355	639	10,807	13,802
投資活動による支出	63	253	607	923
財務活動による支出	3	0	59	62
次期中期目標の期間への繰越金	339	97	234	670
資金収入	2,760	989	11,708	15,457
業務活動による収入	2,355	558	9,741	12,653
運営交付金による収入	2,094	558	9,701	12,353
その他の収入	260	0	40	300
投資活動による収入	63	278	628	969
施設整備費補助金による収入	63	278	622	963
敷金の返還による収入	0	0	6	6
前期中期目標の期間より繰越金	342	153	1,339	1,834

〔注釈〕
各欄積算と合計額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

〔注釈〕
各欄積算と合計額欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。